令和７年３月26日

第１回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日　　令和7年3月26日（水）　午前９時０分　開議

1、招集の場所　　多度津町役場　　議場

1、出席議員

1番	藪　乃理子	2番	氏家　法雄
3番	大平　恭大	4番	藪内真由美
5番	門　　秀俊	6番	兼若　幸一
7番	中野　一郎	8番	金井　浩三
9番	小川　　保	10番	古川　幸義
11番	隅岡　美子	12番	村井　　勉
13番	渡邉美喜子	14番	尾崎　忠義

1、欠席議員

　　な　し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町　　長	丸尾　　幸雄
副　町　長	岡部　　登
教　育　長	三木　　信行
会計管理者	村井　　崇一
町長公室長	山下　佐千子
総務課長	谷口　　賢司
政策観光課長	吉田　　拓也
税務課長	西山　政有紀
住民環境課長	土井　　真誠
住民環境課主幹	喜田　　浩希
高齢者保険課長	松浦　久美子
健康福祉課長	山内　　剛
建設課長	三谷　　勝則
産業課長	植松　　肇
消防長	青木　　孝一
教育総務課長	池田　　友亮
生涯学習課長	福田　　純

1、議会事務局職員

事務局長	森　　泰憲
事務局長補佐	小野　由美子
書　　記	前原　　成俊

1、審議事項

　　別紙添付のとおり

開会　午前９時０分

議長（金井　浩三）

一同、ご起立を願い致します。礼。ご着席下さい。

お早うございます。

本日も定刻にご参集を頂き、誠に有難うございます。

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1.会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、２番　氏家　法雄 君、13番 渡邉　美喜子 君を指名致します。

日程第2.委員長報告を行います。

委員会の結果報告はタブレットに掲載されておりますので、よろしくお願いします。

3月17日に開催されました総務教育常任委員会の結果について、委員長の報告を求めます。総務教育常任委員会委員長　　兼若　幸一 君。

総務教育常任委員会委員長（兼若　幸一）

総務教育常任委員会結果報告について、令和7年3月17日に開催した総務教育常任委員会の結果を次のとおり報告致します。

審議事項。

議案第1号　多度津町行政組織条例の一部改正について

議案第2号　多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

議案第3号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第4号　多度津町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第5号　多度津町企業版ふるさと納税基金条例の制定について

議案第6号　一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第7号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第8号　多度津町職員の定数に関する条例の一部改正について

議案第11号　多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の一部改正について

議案第13号　令和6年度多度津町一般会計補正予算（第7号）

議案第14号　令和6年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）

議案第15号　令和6年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

議案第16号　令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）
議案第17号　令和6年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
議案第19号　令和7年度多度津町特別会計国民健康保険予算
議案第20号　令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算
議案第21号　令和7年度多度津町特別会計介護保険事業予算
議案第22号　令和7年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算
議案第23号　令和7年度多度津町公共下水道事業会計予算
議案第27号　丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会の設置に関する協議について
請願第1号　多度津町議会のインターネット中継実施に関する請願

審議結果。

議案第1号から第8号、議案第11号、議案第13号から第17号まで、議案第19 号から第23号まで及び議案第27号並びに請願第1号について

委員、傍聴議員より

一つ、議案第1号で都市計画に関する事項が建設課から政策課へ、地籍調査が産業課から建設課へ、観光に関する事項が産業課に代わるということだが、町全体の課の数は変わらないのか。適正な人員配置は出来ているのか。

一つ、議案第2号で都市計画審議会の庶務と住居表示審議会の事務局が変更になるのは、どういうことなのか。

一つ、刑法の改正により各条例で全て懲役から拘禁刑になるが、従来の禁錮刑と法的には、どういう風に解釈したらいいのか聞きたい。また、職員の分限に関する手続き条例にある失職の例外には職員の過失度と過失割合を示すことになるのか。

一つ、個人情報保護審議会の構成を教えてもらいたい。

一つ、刑法の改正により各条例を一部改正しているが、全て網羅しているのかをどのように確認しているのか。

一つ、町内で発生した犯罪被害の場合は、事業所や町が責務を負うものなのか。また、経済的負担軽減などの支援は、どの程度まで行われるのかを教えてもらいたい。

一つ、犯罪被害者を支援する民間支援団体には、民生委員や保護司が含まれるのか。

一つ、企業版ふるさと納税基金条例を制定するとのことだが、旧合田家住宅（島屋）保全活用事業基金もある中で意味があるのか。使途の種類も多くて何に使われるかチェック出来ないのではないか。

一つ、職員の給与条例の改正により扶養手当と管理職員特別手当の総額はどの位になるのか。

一つ、職員の本給以外の手当には、どのようなものがあるのか。職員全員が該当す

るものは本給に含むべきではないのか。

一つ、職員の定数に関する条例を改正するとのことだが、町全体で職員数は充足しているのか。

一つ、職員定数の改正は、教育委員会部局で減らした人員を消防部局に回して人数合わせをしているように思えるが、今後の消防広域化を考慮しているのか。

一つ、正規職員が退職する場合は、正規職員の採用で対応してもらいたい。また、経験値のある社会人採用も強化してもらいたい。

一つ、一般会計から約2億円の繰出金を公共下水道事業に出しており、施政方針でも適正な下水道使用料の検討を進めるとしているが、財政が厳しくなる中で値上げの考えがあるのか。

一つ、消防広域化協議会に関する課題として、3消防本部の給与体系の統一化や負担割合の調整があるが、今後の広域化協議会の中で検討することになるのか。

一つ、平成26年から３消防本部の通信指令業務の共同運用がスタートしており、平成29年にはゼロ隊運用ということで、救急車がゼロになった場合に最寄りの本部から応援すると言われているが、具体的な説明をお聞きしたい。

一つ、梯子車や工作車などの消防車の機種は、丸亀・善通寺・多度津で、それぞれどのようになっているのか教えてもらいたい。

一つ、救急業務が増えたので消防の人員が増えるということだが、実際に広域化した時の広域外への救急搬送は、もう少し連携すべきではないのか。

一つ、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会規約に基づく事務処理のための組織及び会議について、それぞれの名称とそれぞれの部会のメンバーを教えてもらいたい。

一つ、消防の広域化ということで協議会を作って打合せをするとのことだが、最終的には、いつから広域化するのか教えてもらいたい。

一つ、消防が広域化したのちには、消防団はどういう位置付けになるのか。また、島しょ部はどうなるのか教えてもらいたい。

一つ、消防の広域化で使える特例債には、どんなものがあるのか教えてもらいたい。

一つ、請願第1号に関しては議会の活性化であり、中身を議論した上で予算化して1日でも早く町民のために情報公開することが大事なので、その方向で取り計らってもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より

一つ、それぞれの担当事項が３課で変更になるが、町全体での課の数は変わらず、現状の人員も変わらないようにしたい。今後は各課の中の見直しをしたいと考えている。

一つ、都市計画審議会の庶務が建設課から政策課に変更することや住居表示審議会の事務局が政策観光課から政策課へ課名が変更になるために改正している。

一つ、拘禁刑は犯罪者を刑務所等に収容して拘束する刑であり、従来の懲役刑と禁錮刑を一本化するもので、今年6月から名称を変更するものである。職員の分限に関する手続き条例においても名称が変更になるのみである。

一つ、個人情報保護審議会のメンバーは、町の顧問弁護士とシルバー人材センター・理事長と香川短期大学・副学長で会長は顧問弁護士になる。

一つ、総務課の例規システムにより、懲役刑・禁固刑などの文言を全条例から検索して改正している。

一つ、犯罪被害者支援制度は香川県や県警からの依頼により整備するもので、県などが給付金事業を行い、町が上乗せする形で一時金30万円、生活支援金10万円、転居費用20万円を助成出来る要綱を制定する予定である。

一つ、犯罪被害者を支援する民間支援団体名を明記することは出来ないが、社会福祉協議会や民生委員・保護司も想定される。

一つ、企業版ふるさと納税基金条例を制定するのは、旧合田家住宅（島屋）保全活用事業以外にも広く使ってもらいたい企業もあることから創設するもので、寄附が何に使われたか分かるように台帳で管理して地域再生計画に則った事業にしか使えないようにしている。

一つ、給与条例の改正により扶養手当は年間で約95万円程度、管理職員特別手当で約18万9千円程度増額する見込みである。

一つ、職員の本給以外には、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、勤勉手当をはじめ、国に準じた手当などがある。

一つ、職員定数は246名であるが、現時点では196名となっているので　新規採用者数を増やしており、事務量が増加したところは会計年度任用職員を補充している。

一つ、消防部局の定数を増やすのは救急出動件数の増加によるものであり、今後の消防広域化も見据えて状況を見ながら、慎重に検討したいと考えている。

一つ、採用試験においては、教養試験のみで年齢制限を設けずに正規雇用で3年以上の勤務を有するとした職務経験者枠を作っている。

一つ、下水道料金に反映すべき予算を整理した上で決定することになるが、物価高騰や下水道の老朽化が進み見直す時期が来ているので、適正な価格を設定出来るように段階を踏みながら慎重に進めたいと考えている。

一つ、広域化協議会を立ち上げて、幹事会が担任する事務を消防部会、財政部会、総務部会の3つの専門部会で協議を行いながら、その中でそれぞれの按分についてもまとめることを考えている。

一つ、中讃定住自立圏域の消防力強化を目的に平成26年から3消防本部での消防指令センター業務を開始し、各本部別に119番受信と無線の共同運用をしていたが、29年から救急業務の増加に伴い、丸亀5台、善通寺3台、多度津2台の救急

隊を中讃広域特別応援により不足する地区で活動出来るゼロ隊運用を実施している。

一つ、丸亀は水槽付ポンプ車とポンプ車10台、善通寺は水槽付ポンプ車1台、ポンプ車2台、多度津は水槽付ポンプ車1台、ポンプ車2台であり、丸亀では梯子車、化学車、指揮隊支援車2台、善通寺では梯子車、指揮車を保有している。また、救助工作車は丸亀2台、善通寺1台、多度津1台を保有している。

一つ、現在は、主に中讃圏域内の2次病院へ救急搬送しているが、中讃圏域外へ搬送する場合には県のメディカルコントロール協議会の中でドクターと連携をとって不具合がないようにしている。

一つ、消防広域化協議会の委員は各市町の首長であり、その下の幹事会には各市町の消防長と総務・財政部門の部長級の役職職員、その幹事会を補助する専門部会には総務部会、財政部会、消防部会の3つの部会があり、部会には各消防本部の課長級又は課長補佐級の職員と各市町の総務部門、人事部門の担当者、また、オブザーバーとして県の担当者が入ることになる。

一つ、今議会での議決ののちに調印を行い、4月上旬に県知事に協議会設置の届出をして4月下旬から5月にかけて第1回幹事会を開く計画になっている。令和8年度の中期以降に作成する消防運営計画を専門部会で議決して協議会に提出し、各首長による議決後の案を2市1町の議会に提出してから調印が行われる予定であるが、最終的には令和9年度当初での広域化を目指している。

一つ、消防広域化したのちは、消防団は各市町が担当することになる。島しょ部については、今後も丸亀と多度津で体制について協議する予定である。

一つ、消防広域化による広域消防運営計画策定経費、協議会の負担金、協議会委員への報酬等の準備経費をはじめ、システム変更等に係る臨時経費や緊急防災減災事業債等も含めて消防統合に必要な各消防本部の改修費用と増築費用及び消防機能強化に伴う各消防の車両等についても対象になっている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第1号から第8号まで、議案第11号、議案第13号から第17号まで、議案第19号から第23号まで及び議案第27号については委員会として原案を可決し、請願第1号については、採決の結果、委員会として原案を採択した。

また、その他として執行部より他8件の報告があった。

以上で報告を終わります。

議長（金井　浩三）

これをもって、総務教育常任委員会委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、3月17日に開催されました建設産業民生常任委員会の結果について、委

員長の報告を求めます。建設産業民生常任委員会委員長、門　　秀俊 君。

建設産業民生常任委員会委員長（門　　秀俊）

建設産業民生常任委員会の結果報告について、令和7年3月17日に開催した建設産業民生常任委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第9号　　多度津町国民健康保険条例の一部改正について

議案第10号　多度津町放課後児童クラブ条例の一部改正について

議案第12号　多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定について

議案第24号　町道路線の認定について

議案第25号　町道の路線変更について

議案第26号　字の区域の変更について

審議結果。

議案第9号、議案第10号、議案第12号及び議案第24号から第26号までについて。

委員、傍聴議員より、

一つ、放課後児童クラブの指定管理委託料が上がっているのは、それ以外の管理料を上げることで補填しようとしているのではないか。

一つ、放課後児童クラブの指定管理者として指定しようする民間企業が正職員の求人広告を出しているが、職員が確保出来ない場合に契約破棄になる心配はないのか。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より

一つ、放課後児童クラブの指定管理委託料は令和7年度も8年度も債務負担行為によって元々1億5,600万円で委託することが決まっているので、それ以外の管理料を上げることはない。

一つ、現在、放課後児童クラブで働いている社会福祉協議会に所属している2名は民間企業に正規職員として身分移管して残り、臨時職員の16名も残ると聞いている。民間企業は正規職員を望んでいるので、求人募集をしているものと認識している。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第9号、第10号、第12号及び議案第24号から第26号までの6議案については、委員会として原案を可決した。

また、その他として他2件の報告があった。

議長（金井　浩三）

これをもって、建設産業民生常任委員委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

続きまして、3月19日に開催されました予算決算審査特別委員会の結果について、委員長の報告を求めます。予算決算審査特別委員会委員長、藪内　真由美 君。

予算決算審査特別委員会委員長（藪内　真由美）

予算決算審査特別委員会の結果報告について、令和7年3月19日に開催した予算決算審査特別委員会の結果を次のとおり報告する。

審議事項。

議案第18号　令和7年度多度津町一般会計予算

審議結果。

議案第18号について、委員、傍聴議員より

一つ、株式等譲渡所得割交付金が、前年の1,300万円から3千万円に増えているのは、何故なのか説明してもらいたい。

一つ、地方消費税交付金が6億2,500万円と前年から8千万円増えている要因を教えてもらいたい。また、社会保障に活用した事業の主なものを教えてもらいたい。

一つ、地方交付税が前年から1億6,600万円減少しているが、町税収入が増えたことによって交付税が下がったと思われるので、詳細を教えてもらいたい。

一つ、本町では臨時財政対策債がゼロになるが、将来負担比率にどういう影響があるのかお聞きしたい。

一つ、総務費の情報システム保守等委託料が3,162万1千円とかなり高額になっているが、5年・10年単位で考えて委託料を支払っているのか、お聞きしたい。また、委託金額が妥当なのか、増額の要因を教えてもらいたい。

一つ、交通安全対策費の交通指導員報酬で259万2千円計上しているが、成り手がいない状況なので報酬額が妥当なのかお聞きしたい。

一つ、土木費の公園事業費で4,316万2千円を計上しているが、「高原の森」の年間委託費は、このうちのいくら位になるのか。

一つ、企画費で鉄道駅総合改善事業費補助金1億340万円を計上しているが、バリアフリー化工事が開始される具体的な時期を教えてもらいたい。工事費が大幅アップすることはないのか。

一つ、徴税費の委託料でデジタルオルソ画像作業委託料482万5千円を計上しているが、どういう目的で使用するものなのかお聞きしたい。農地の集約等でもその画像の活用は可能なのか。

一つ、児童保育費で保育体制強化事業費補助金360万円を計上しているが、具体的にどういうものなのか教えてもらいたい。

一つ、環境保全費で生活排水処理施設整備計画作成業務委託料を計上しているが、具体的に何をするのか教えてもらいたい。

一つ、都市計画費の業務委託料500万円の内容について、教えてもらいたい。旧庁舎の解体などは、予算化していないのではないか。

一つ、総務費使用料の公有地占用料を前年に比べて約180万円増額している要因を

教えてもらいたい。

一つ、老人福祉費の介護予防支援事業委託料で 10 万円を計上しているが、予算が少ないのではないか。

一つ、湯楽里の指定管理料で約 2,180 万円を計上しているが、地下タンクが使えない状態で放置するのかお聞きしたい。。

一つ、敬老祝金で 709 万円を計上しているが、対象について教えてもらいたい。

一つ、老人クラブ活動補助金で 105 万円を計上しているが、詳細について教えてもらいたい。

一つ、社会教育費の「わんぱく寺子屋」委託料で 25 万円を計上しているが、50 万円から減額した理由を教えてもらいたい。

一つ、指定管理の予算が増えているが、体育館などの町有施設の指定管理料の契約金額は、どうやって決めているのか。次年度からは放課後児童クラブは 民間企業が指定管理者を受託するので、今後の予算は人件費などをシビアにしないといけないのでないか。

一つ、家族介護用品支給事業で 130 万円を計上しているが、近隣の他市町で住む家族が介護している場合は要件を緩和してもらいたい。

一つ、公園事業費で工事請負費を 2,970 万円計上しているが、堀江公園の遊具の設置はいつになるのか。公園には水飲み場や日陰も必要なのではないか。

一つ、総務費に弁護士顧問料 66 万円と弁護士委託料 88 万円を計上しているが、裁判の費用なのか。

一つ、企業版ふるさと納税が昨年の 2,000 万円から 1,100 万円になった理由を教えてもらいたい。

一つ、雑入で子ども第 3 の居場所包括ケアモデル事業補助金 1,561 万 3 千円を計上しているが、根拠を教えてもらいたい。

一つ、河川費の工事費で 2,975 万 8 千円を計上しているが、弘田川の加比羅津のポンプの更新をするのか。

一つ、民間住宅耐震対策支援事業補助金で 1,486 万 5 千円を計上しているが、今年度の事業の見込みを教えてもらいたい。

一つ、多面的機能支払交付金事業で約 3,900 万円を計上しているが、追加団体はあったのか、また、詳細を教えてもらいたい。

一つ、おもいやりゴミ戸別収集事業委託料で 495 万円を計上しているが、対象者は増えているのか。また、委託先はどこになるのか。

一つ、ゴミ収集で自治会を脱退した場合はどうなるのか。

一つ、保健衛生費で「健康たどつ 21」計画策定委託料で 400 万円を計上しているが、コンサルで作るのか、職員で作るのか教えてもらいたい。

一つ、農業用再生水管理費で 355 万 4 千円を計上しているが、機器が壊れたらどう

するのか。

一つ、地籍調査費を計上しているが、次年度はどの地区に入るのか。また、どの位の期間でやろうとしているのか教えてもらいたい。

一つ、教育費でリーディングＤＸスクール事業補助金で 100 万円を計上しているが、次年度の取組内容を教えてもらいたい。

その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より

一つ、株式等譲渡所得割交付金は、株などの譲渡所得の課税の一定割合が県から交付されるもので、株価が上昇したことで所得割合が増えて本町への交付金も増える見込みである。

一つ、地方消費税交付金の当初予算 6 億 2,500 万円は香川県の見込額を基に予算化しており、使途については地方消費税交付金充当事業一覧表に社会保障施策に要する経費として記載している。

一つ、地方交付税のうち、普通交付税は国の基準を基に積算した基準財政収入額と基準財政需要額との差額が交付されるもので、本町では景気の回復傾向に伴って税収増加が見込まれるため、減収を想定している。また、特別交付税は自治体の特性により個別に積算されて交付されるものになる。

一つ、臨時財政対策債がゼロになっても将来負担比率への影響は出ないものと考えているが、国の動向を注視しながら財政運営したい。

一つ、情報システム保守等委託については、現在のシステムを変える予定がなく、バージョンアップを実施することから現業者に依頼して行うことにしている。他の自治体も同じシステムを使っているので、情報収集して適正価格なのかを確認しており、約 1,840 万円はガバメントクラウドのランニングコストになる。

一つ、交通指導員の年齢は総体的に高くなっているが、報酬が少ないから成り手がいないという話は聞いていない。装備品は聞き取りにより、夏場の暑い時期には首にかける冷却グッズを提供して活動に支障がないようにしている。

一つ、「高原の森」の維持管理は、「海辺と田園に囲まれた森づくり事業」として 572 万 9 千円を予算計上している。

一つ、多度津駅のバリアフリー化工事は、事業主体のＪＲ四国が今年度に設計を実施しており、工事は令和 7 年から 2 年かけて行うことになる。工事ヤードの確保から始まり、エレベーター3 基の新設と通路の設置を順次行う予定であると聞いており、現時点では工事費の増額は予定していない。

一つ、デジタルオルソ画像は固定資産税のデータに用いるもので、航空写真の撮影は費用軽減のために中西讃の市町で共同の契約をして、真上から撮ったように建物の歪みを補正した画像を作成する業務になる。地籍調査や農地利用についても協議をしながら使用出来るようにしている。

一つ、保育体制強化事業費補助金は、保育士の負担軽減のために保育設備の清掃や給食の配膳・片付けなどの補助員を雇用する場合に月額 10 万円を補助している。

一つ、生活排水処理施設整備計画は、街中にある一般的な排水路の環境衛生に関する計画で、主には下水道や浄化槽によって排水の整備を考えるもので、5 年に 1 回、見直しや改定を行う計画である。

一つ、都市計画費の業務委託の詳細は未定であるが、旧庁舎の跡地利用を進める上で、町民の意見も聞いてどういう手法で何を造るのかを取りまとめるための業務になる。解体事業は施設状況や財政状況を考慮して実施するが、今年度は予算を計上していない。

一つ、公有地占用料は、役場庁舎と地域交流センターに設置している自動販売機に対するもので、昨年度の当初は低く設定していたが販売が好調なため、規定に基づく使用料にしたことよる増額である。

一つ、介護予防支援事業委託料は地域包括支援センターのケアマネ事業に対する委託料であり、一般介護予防事業は特別会計で計上している。

一つ、湯楽里の地下タンクは、6 年度予算で危険排除の工事を予定している。

一つ、敬老祝金は 77 歳と 88 歳の人に 1 万円、99 歳以上の人に 2 万円を支給しているが、対象は 77 歳が 441 人、88 歳が 146 人、99 歳以上が 61 人で計上している。

一つ、老人クラブ活動補助金は、老人クラブ連合会に 42 万円と 15 ある単位クラブに 4 万 2 千円を交付している。

一つ、「わんぱく寺子屋」は、以前は高見島で開催していたが、参加者の減少に伴い、白方小学校や公民館で実施することで経費を削減する予定である。

一つ、指定管理料は、事前にそれぞれの課が財団や社協などと協議しているが、次年度から放課後児童クラブの指定管理を受託する民間企業には債務負担行為の金額を示して契約することとしている。

一つ、管轄区域の狭い本町においては、既に地理的特徴により家族介護用品の支給要件を緩和している。

一つ、堀江公園の大型遊具はコミュニティ助成を活用予定であり、決定通知が出てから設計を行い、入札後にすぐに工事に掛かって年度内での完成を予定している。また、小型遊具はガバメントクラウドファンディングを活用する予定である。

一つ、総務費の弁護士顧問料と弁護士委託料は、現在、係争中の裁判費用ではない。

一つ、企業版ふるさと納税においては、全国の企業を紹介してもらっている提携銀行に手数料を支払うなどしているが、合田邸に 1,000 万円と今年度の実績約 800 万円に基づいて算出している。

一つ、子ども第3の居場所包括ケアモデル事業補助金1,561万3千円は運営費10箇月分の補助と車両購入費を含んでいる。

一つ、河川費の工事費は桜川排水機の機器の整備工事と弘田川の加比羅津水門遊水池のポンプの更新工事になる。

一つ、民間住宅耐震対策支援事業補助金は能登半島地震が発生したことで、令和6年度で耐震診断が15件、耐震工事が1件、危険空き家の除却が17件であった。7年度は20件を予定している。

一つ、多面的機能支払交付金事業では、島しょ部を除いた町内全体で 1 団体にまとめており、予算は国費が2分の1、県が4分の1、町が4分の1となっている。

一つ、おもいやりゴミ戸別収集事業は90件で予算計上しているが、対象は高齢者家庭なので徐々に増えている。委託先は一般ゴミの収集事業者になる。

一つ、可燃ゴミは 3 軒以上で集積場を準備した自治会のものを収集している。自治会を脱退した場合もゴミ籠は申請者に準備してもらい、同様の対応をしている。

一つ、「健康たどつ 21」の目的は健康寿命の延伸であり、国や県と同様に計画するもので、コンサルと共に各委員から意見を聞きながら作ることになる。

一つ、農業用再生水に関しては、全体的に機器が老朽化しているので、利用者の意見を聞きながら議論して必要かどうかの結果を出したい。

一つ、地籍調査は人員体制にもよるが、次年度から家中、元町、東浜、西浜、日の出などの旧町内を予定している。境界に反対する人がいても筆界未定で処理をして、あとは当事者間で協議して個人で対応することになる。

一つ、前年度はリーディングＤＸスクール事業補助金を活用して多中と多小の公開授業を実施しているが、次年度は 4 小学校と多中が合同で研修したり、講師を招聘して研修するなどタブレットを活用した授業方法を研究する取組をしたいと考えている。

以上のような答弁があり、審議の結果、議案第18号については採決の結果、委員会として原案を可決した。

以上で、報告を終わります。

議長（金井　浩三）

これをもって、予算決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

ただ今の委員長報告に対する質疑については、この後の議案審議の時にお願いしたいと思いますので、よろしくお願い致します。

日程第3. 議案第1号、多度津町行政組織条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

議長（金井　浩三）

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、多度津町機構改革に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、多度津町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第7. 議案第5号、多度津町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第5号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第8. 議案第6号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第6号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第9. 議案第7号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第7号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第10. 議案第8号、多度津町職員の定数に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第8号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第11. 議案第9号、多度津町国民健康保険条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第9号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第12. 議案第10号、多度津町放課後児童クラブ条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第10号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第13. 議案第11号、多度津町消防職員の任免服務並びに給与に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第11号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第14. 議案第12号、多度津町放課後児童クラブの指定管理者の指定についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第12号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第15. 議案第13号、令和6年度多度津町一般会計補正予算（第7号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第16．議案第14号、令和6年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第3号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第17．議案第15号、令和6年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第15号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第18. 議案第16号、令和6年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第1号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第16号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第19. 議案第17号、令和6年度多度津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第17号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第20.議案第18号、令和7年度多度津町一般会計予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

尾崎 議員。

議員（尾崎　忠義）

14番、尾崎 忠義でございます。

私は、議案第18号、令和7年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対討論を致します。

款1.議会費での香川人権研究所団体会費2万円。款3.民生費での人権同和施策事業費1,266万円のうち、部落解放人権政策確立要求国民運動実行委員会業務委託料50万円、人権関係外郭組織及び各種研修会負担金78万7,000円、計128万7,000円。款10.教育費での香川人権研究所会費負担金2万円、全国人権保育研究集会負担金4万円、町内幼・小・中学校人権同和教育研究会補助金15万円、計21万円。総計151万7,000円が予算計上されております。

これは、2002年3月末をもって同和対策特別法が失効してから既に23年になります。

今日における部落問題の解決、国民融合のためには、1.部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること。2.部落問題に対する非科学的認識や偏見に基づく言動が、その地域社会で受入れられない状況が作り出されること。3.部落差別に関わって部落住民の生活態度、習慣に見られる歴史的後進性、閉鎖性が克服されること。4.地域社会で自由な社会交流が進展し、連帯、融合が実現することにあります。

現状では、一部の運動団体とこれに迎合する行政とメディア、人権問題の有識者たちが差別意識論を持ち出し、部落差別は見えなくなっただけで、まだまだ根深く陰湿化しているだけと妨害をしております。

この妨害は政治的に利用され、国政段階では市民運動と野党の共闘に楔を打ち込み、地方自治では地域住民を分断、対立させ、行政による住民支配に利用されている訳であります。部落問題解決の今日的状況として、一つ目は、部落差別事象解消の実態を法務省人権擁護局、部落差別の実態に係る調査結果報告書。これは2020年6月でございます。これをベースに解明すること。二つ目は、解放同盟や大阪公立大学の一部の教授、西日本新聞などが宣伝しているマイクロアグレッションつまり、見えづらい部落差別論やアンコンシャスバイアス、これは無意識の偏見、差別、この用語、言葉が行政の広報や啓発に無批判に援用され、常態化していることが、市民、とりわけ青年層をミスリードしかねないことを憂い、総務庁長官官房地域改善対策室、地域改善対策啓発推進指針、1987年3月に基づいて検証、批判することであります。そして、このような外来用語は正しい理解を妨げ、問題の本質から目を逸らせることになります。また、部落差別解消の推進に関する法2016年に関する参議院法務委員会での論議で、法案提案者も法務省も旧同和地区と旧地区住民を特定する人権侵犯調査は、人権侵犯になるので出来ない。しないと委員会で合議確認をしている訳であります。今日、部落差別の実態は大きく解消しており、地対協「意見具申」が指摘する「同和問題について自由な意見交換が出来る環境がないことは、差別意識の解消の促進を妨げている決定的要因になっていることを裏付けておる訳であります。また、地域改善対策啓発推進指針、これは1987年3月でございますが、心理的差別の解消として、1.自立向上を成し遂げた同和関係者は、多少の心理的差別が仮にあったとしても、これを跳ね返して生きることが出来る。2点目に自立向上精神に富み、社会のルールを守って努力するものは、国民の信頼を得て心理的差別解消に大きく寄与する。の2点を指摘をしております。さらに、人権同和施策の安易な適用や過度に優遇する施策は、むしろ自立向上を阻害し、国民に不公平感を招来する「同和特別扱い」だと厳しく戒めております。このようなことから、1.部落差別事象が解消している実態を直視し、残った課題を識別して「なぜ残っているのか」を客観的に分析をすること。2点目に同和行政や解放運動を抜本的に見直し、人権教育、啓発を再検討すること。3.地域住民意識調査では、設問の内容を「解決し

ている実態」に即して見直しすべきであること。そこで、部落問題の解決は、虚妄の「部落民」からの解放ではなく、旧身分にこだわらない１人の国民、住民として、自立、自己実現することであると考えます。自らが一住民として憲法で保障された個人の尊厳、基本的人権を解決の実態を隠す「差別意識論」に惑わされることなく、地域や職場、学園で具体化させることであると考えます。そして、また、啓発活動では差別解消は幻想であり、自由な論議こそ急務であります。

従って、議案第18号、令和7年度多度津町一般会計予算については、異常な物価高に苦しむ町民の「命と暮らし、営業」を守るために使うべきであり、改善すべき点があるので、反対を致します。以上。

議長（金井　浩三）

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

大平 恭大 君。

議員（大平　恭大）

３番、大平 恭大でございます。

私も反対の立場で意見を述べさせて頂きたいと思います。子ども第３の居場所包括ケアモデル事業補助金1,500万円が予算には計上されておりますが、これにつきましては、公募の方法、審査の方法、選定された事業者、いずれも納得のいくものではございません。不当と考えておりますので、こちらの支出を認めた予算につきまして、私は反対致します。以上です。

議長（金井　浩三）

他にございませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

中野 一郎 君。

議員（中野　一郎）

７番、中野 一郎でございます。

議案第18号、令和7年度多度津町一般会計予算について、賛成の立場で討論をさせて頂きます。

コロナ終息後、歳入歳出、それぞれ合計においては、令和6年度と比べて6億700万円の増加となりました。

歳入増の主なものは、法人町民税による町税の増加、児童手当等の給付費による国庫支出金の増加、財政調整基金や減債基金の繰入れ増による繰入金の増加によるものです。

一方、地方交付税は1億6,600万円減少して、臨時財政対策債はゼロになりました。

こういう厳しい予算組みの中において、歳出においては、自治体システム標準化移行、あるいは奨励金返還支援制度創設、デマンド交通実証実験、多度津駅バリアフリー化設備等整備事業、あるいは児童手当の拡充、多中体育館の空調設備の設置、堀江公園の遊具設置など前向きな施策実施による予算となっているところを評価したいと思います。以上、賛成討論とします。

議長（金井　浩三）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

他にないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより、議案第18号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数

議長（金井　浩三）

起立多数です。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致します。

ここで暫時休憩致します。

時間を次、10時35分から。よろしくお願い致します。

休憩　午前10時17分

再開　午前10時35分

議長（金井　浩三）

それでは休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第21．議案第19号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第19号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第22. 議案第20号、令和7年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第20号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第23. 議案第21号、令和7年度多度津町特別会計介護保険事業予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第21号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第24. 議案第22号、令和7年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第22号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第25. 議案第23号、令和7年度多度津町公共下水道事業会計予算を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第23号についてを採決致します。
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（金井　浩三）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。
日程第26．議案第24号、町道路線の認定についてを議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（金井　浩三）
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（金井　浩三）
討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結致します。
これより、議案第24号についてを採決致します。
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（金井　浩三）
ご異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。
日程第27．議案第25号、町道の路線変更についてを議題と致します。
これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（金井　浩三）
質疑なしと認めます。
これをもって、質疑を終結致します。
これより、討論に入ります。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（金井　浩三）
討論なしと認めます。
これをもって、討論を終結致します。
これより、議案第25号についてを採決致します。
本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第28. 議案第26号、字の区域の変更についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第26号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第29. 議案第27号、丸亀市・善通寺市・多度津町消防広域化協議会の設置に関する協議についてを議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第27号についてを採決致します。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第30. 請願第1号、多度津町議会のインターネット中継実施に関する請願を議題と致します。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、請願第1号についてを採決致します。

請願第1号に対する委員長報告は採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は、起立をお願い致します。

起立多数

議長（金井　浩三）

起立多数です。

よって、請願第1号は、採択することに決定致しました。

ここでお諮り致します。

ただ今、議会運営委員会中野委員長より、議員提出議案第1号、多度津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

これを日程に追加し、日程第32.として日程の順序を変更して、ここで先議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号、多度津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを日程に追加し、日程第32.として先議することに決定致します。

日程第32.議員提出議案第1号、多度津町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

案文は、お手元のタブレットに記載のとおりであります。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、採決致します。

議員提出議案第1号は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

日程第31.閉会中の継続審査についてを議題と致します。

なお、タブレットに掲載しておりますので、よろしくお願いします。

この件につきましては、多度津町議会会議規則第75条の規定により、タブレットに掲載のとおり、閉会中の継続審査の申出がありますので、お諮り致します。

各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（金井　浩三）

ご異議なしと認めます。

よって本件は、各常任委員長並びに議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定致します。

以上をもって、本定例会に付議されました議案は全て終了致しました。

これにて、令和7年度第1回定例会を閉会致します。

長時間にわたってのご審議、また、ご協力有難うございました。

一同、ご起立をお願いします。礼。
ご着席下さい。

閉会　午前10時46分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令　和　７年　３月　２６日
第1回多度津町議会定例会

議　　長

議　　員

議　　員

事務局長

書　　記